

31 事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書	173
32 業務委託契約書（第一共同調理場）	221
33 業務委託契約書（第二共同調理場）	239



事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と株式会社吉川組（以下「乙」という。）は、事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、甲が定めた作業計画による指定区域内で、かつ、甲が指定する事業所から排出された廃棄物の収集・運搬業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成19年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（法令等の遵守等）

第3条 乙は、委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（以下「法令等」という。）を遵守し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、従業員に対して法令等及びこの契約に基づく服務事項について周知徹底させなければならない。

（委託業務用器材の費用負担）

第4条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、収集・運搬する車両として届け出た車両（以下「収集車両」という。）を委託業務以外に使用してはならない。

3 乙は、収集車両の側面に市の委託業務を履行する車両であることが容易に判別できる表示をしなければならない。ただし、契約期間終了後、乙は、車両を和歌山市の委託車両と認識しうるような状態での使用をしないものとする。

（委託業務の履行方法）

第5条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、天災地変等やむを得ない事由により廃棄物の全部若しくは一部をその排出された日のうちに収集できないとき、又は委託業務に関し疑義が生じたときは、速やかに甲に届け出て甲の指示に従うものとする。

3 乙は、自己の従業員に対し、服装、言語、態度等に留意し、市民に不快の念を与えないよう常に指導しなければならない。

（委託金）

第6条 委託金の総額は152,104,134円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、1月当たりの支払額は初回が3,208,134円；2回目以降が3,168,000円とする。

2 各会計年度の委託金の額は、次のとおりとする。

平成19年度38,056,134円(消費税及び地方消費税を含む。)
平成20年度38,016,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
平成21年度38,016,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
平成22年度38,016,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 前項の委託金は、契約期間中は変更しないものとする。

(契約保証金)

第7条 乙は、甲に契約保証金として15,211,000円を支払わなければならない。

2 乙は、前項の規定による契約保証金に代えて次の各号に掲げるものを担保に供することができる。

(1) 国債証券(無記名のものに限る。)

(2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

3 契約保証金は、損害賠償額の予定と解してはならない。

4 契約保証金は、契約期間終了後、乙に返還する。ただし、契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利義務の承継の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の一部を中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担等)

第12条 委託業務の履行に関して発生した損害については、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、
いては、
(確認)

第13条
り甲に:

2 乙は、
し等を:
(委託:

第14条
受けた:

2 甲は
以内に:

3 乙は
きは、:
した額:

(甲の:

第15条
かに該:

(1) そ
みが:

(2) 廃
たと:

(3) そ

2 甲は
につい

3 甲は
その損

金を損

第16条
2 第1
に準用

(秘密

第17条
2 乙は

いよう

3 乙は

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果、やり直し等を命ぜられたときは、遅滞なく当該やり直し等を行い、その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から委託金の請求を受けたときは、その日から30日以内に前項の規定による委託金を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと認められるとき。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでに該当し

たとき、
(3) その他、この契約に違反しとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に履行された部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。この場合において、甲は、契約保証金を損害賠償金に充当する。

第16条 甲は、必要があるときは契約を解除することができる。

2 第11条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、委託業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受け

。)
。)
。)
。)

なければならない

と担保に供す

には、利息

はならない。

175

け負わせて

て調査を行
関して必要

業務の一部
変更する必

償しなけれ
り定めるも

るものとし
負担する。

たときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の債務不履行)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務を履行しないときは、不履行部分に相応する額を減額して、当該月の委託金の請求をしなければならない。

この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する

平成 19年 4月 1 日

甲 和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市
和歌山市長 大橋 建



乙 和歌山市大橋内西7番地
株式会社 馬車組
代表取締役 徳子



この仕様書とする。

受託者は、搬業務をこ

1 業務内
本市の
の量(受
指定され
収集運

- (1) -
- (2) 資
- (3) そ

2 塵芥収
(1) 受
型車

- (2) 受
なら
終了
のと

- (3) 受
るも
- (4) 受
みの
- (5) 受
るも

3 収集区
収集運

- (1) -
内の
- (2) 資

事業系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

この仕様書は、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書第5条第1項に規定する仕様書とする。

受託者は、和歌山市が委託して行う事業系一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の収集運搬業務をこの仕様書により行うものとする。

1 業務内容

本市の指示する作業計画に基づき、指定する区域内の事業所から排出されるごみをその量（受託収集件数の増減も含む）の多寡にかかわらず、指定した日時に完全に収集し、指定された場所に運搬、搬入するものとする。

収集運搬を委託するごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般ごみ（燃やせるごみ）
- (2) 資源ごみ（びん類、かん類、ペットボトル、古紙・布類等）
- (3) その他本市が指示するごみ（臨時ごみを含む）

2 塵芥収集車両及び人員

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに足りるごみ収集車（ロータリー型又は回転式押込型車）を常時3台以上所持するものとする。
- (2) 受託者が使用する収集車両は、和歌山市の委託車両であることを表示しなければならない。表示場所等の詳細は（別紙1）の示すとおりとする。ただし、契約期間終了後、車両は、和歌山市の委託車両と認識しうるような状態での使用をしないものとする。
- (3) 受託者は、使用する車両の整備点検を行い、常に収集業務に支障のないようにするものとする。
- (4) 受託者は、収集車1台につき運転手1人作業員1人以上を配置し、必要に応じごみの積み込み作業を2人以上で行うものとする。
- (5) 受託者は、人員、機材の配置計画表を作成し、契約締結後速やかに本市に提出するものとする。

3 収集区域及び収集日

収集運搬業務を行う区域は（別紙2）に示す北地域とし、収集日は次のとおりとする。

- (1) 一般ごみ収集は週5日（月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日）とし、区域内の本市が承認したごみ集積所（以下「集積所」という。）のごみを収集する。
- (2) 資源ごみは、木曜日とし、集積所の本市が承認した分別品目の資源ごみ収集をす

ときは、不
ならない。

しなければ

必要に応じ

各自1通



る。第1週及び第3週は、かん類、びん類を収集し、第2週及び第4週はペットボトル、古紙、布等の収集を行うこととし、第5週は行わないものとする。

4 収集作業及び施設

- (1) 業務時間は原則として午前7時30分からとし、当日のごみはその日のうちに収集を完了するものとする。
- (2) ごみ収集作業は、本市が別に定める収集業務の作業手順に基づき、安全かつ効率的に実施するものとする。
- (3) 収集運搬の業務に使用する車両は、ごみが飛散又は流出し、悪臭が漏れるおそれのないものにする。
- (4) 車庫は、他の施設と明瞭に区分され、運行前の点検及び清掃等に支障のない面積を有するとともに、周囲を閉鎖し得るものであり、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとする。具体的には、公共下水管に接続可能な地域にあっては必ず汚水ピットを設置し、若しくは、公共下水管に接続されている洗車設備を有するガソリンスタンド等と洗車契約を締結すること。

5 収集作業員（運転手を含む）

- (1) 受託者は、ごみの収集運搬業務に従事する者について本市に届け出た者を配置し、1名を責任者としなければならない。
- (2) 責任者は、業務内容を十分に熟知し、その責任を受ける者であること。
- (3) 運転手は、業務内容を十分に熟知し、適正な判断ができ、業務を遂行できる者であること。また、収集車両の構造を把握でき安全な操作ができる者であること。
- (4) 作業員は、業務の遂行能力を有し、原則として運転手が運転をできないときは、代わって運転業務を行うことができる者であること。
- (5) 受託者は、業務連絡の任を行うとともに、本市が指示する各種報告書等を定められた様式により作成し、取りまとめを行うこととし、一か月分をまとめ、翌月の10日までに搬入時の計量伝票を添えて提出しなければならない。

6 収集の休日

収集運搬業務は、次に掲げる日を休日とする。ただし、本市が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日から1月3日
- (3) 第5木曜日
- (4) 12月31日については、曜日にかかわらず収集日とし、すべてのごみを収集し、本市が指示する施設に搬入するものとする。

7 ごみの本業務

- (1) 搬入情等特
- (2) 処理従うこ
- (3) 搬入責任を

8 車両の車両の運

- (1) ごみ者の責
- (2) 車検とする

9 一般的収集作業

- (1) 収集ならな
- (2) 収集袋等を
- (3) 収集
- (4) 市民
- (5) 本市
- (6) 常にる。

10 受託

- (1) 受託認める
- (2) 受託知させ
- (3) 受託守する

1

はペットボ

うちに収集

かつ効率的

るおそのの

ない面積を

水の処理等

管に接続可

続されてい

を配置し、

きる者であ

と。

ときは、代

を定められ

翌月の10日

めたときは、

みを収集し、

7 ごみの搬入

本業務で収集したごみは、その日のうちに本市が指示する施設に搬入するものとする。

- (1) 搬入時間は、原則として午前8時30分から午後3時までとする。ただし、道路事情等特別な事情がある場合は、本市と協議のうえ変更することができる。
- (2) 処理施設内でのごみの計量及びピット等でのごみの投入については、係員の指示に従うこと。
- (3) 搬入時のピット前での作業については、ごみが飛散しないよう、係員の指示に従い責任をもって処理すること。

8 車両の運行

車両の運行は、道路交通法、その他の関係法令を遵守し事故防止に努めるものとする。

- (1) ごみ収集運搬作業中に事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって対応し、受託者の責任において解決するものとする。また、直ちに本市に報告するものとする。
- (2) 車検及び故障による代替車において運搬する場合は、本市に事前に届出を行うこととする。

9 一般的遵守事項

収集作業員（運転手を含む）の作業条件は、次のとおりとする。

- (1) 収集作業員は、市民に対して親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動があってはならない。
- (2) 収集作業員は、作業服を揃え必ずヘルメット又は帽子のほか必要な安全靴、ゴム手袋等を着用しなければならない。
- (3) 収集作業員は、軽快に動作できる服装をし、常に清潔でなければならない。
- (4) 市民から金品等の謝礼を受け取ってはならない。
- (5) 本市の指示命令に服さず、又は不穩の行動をしてはならない。
- (6) 常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず清掃するものとする。

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者、その他本市が不適当と認める者を従事させてはならない。
- (2) 受託者は、作業員に対し関係法令、契約書及びその他業務の遂行に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 受託者は、労働安全対策を策定し、自らの責任で労働安全衛生法及び関係法令を遵守するものとする。

(4) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市及び第三者に損害を与えた場合は、すべてその賠償の責を負うものとする。

(5) 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

ア ごみ収集運搬業務委託契約車両を本市の委託業務以外の目的に使用してはならない。

イ 収集したごみを本市の指示した施設以外の場所に搬入、投棄してはならない。

ウ 市民に対し、ごみ収集費用等として金品等の要求をしてはならない。

エ 市民に対する態度及び服装など不快感を与えること及び本市の信用を失墜するような行為をしてはならない。

オ 事業所からの苦情等については、自らの責任で速やかに対処しなければならない。また、その都度、本市に苦情処理報告書を提出しなければならない。

(6) 受託者は、現行収集コース地図及び収集ポイントを作成し、本市に提出しなければならない。

1 1 有効期間

この仕様書の有効期間は、契約の有効期間とする。

1 2 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出するものとし、変更の生じたときは、必ず書面にて本市に報告しなければならない。

(1) 就業規則（写し）

(2) 収集作業員（運転手を含む）名簿

(3) 収集車両の車両検査証（写し）

(4) 車両保険証（任意保険）（写し）

自動車賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険のほか、1台につき自動車保険普通保険約款による保険金額無制限の自動車保険に加入していること。

(5) 緊急時の連絡先

1 3 契約保証金

この契約に係る保証金は、別途契約書のとおりとする。

1 4 疑義

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、本市が受託者の意見を聞き指示するものとする。

変更の生じたときは、必ず本市へ報告し、了承を得なければならない。

(別紙1)

収集車両の表示について

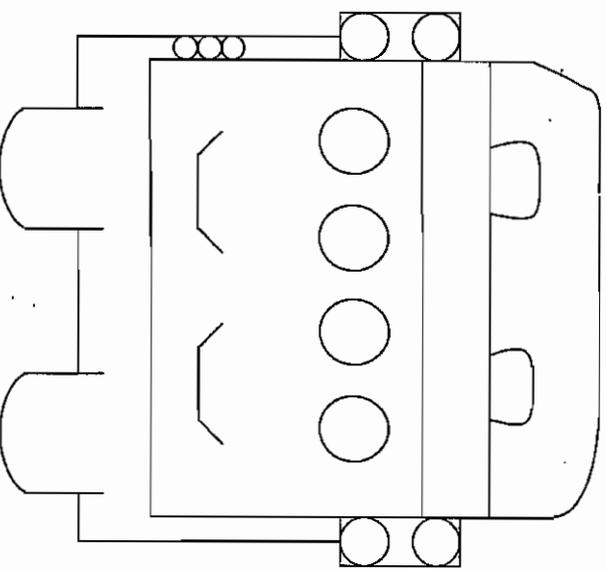
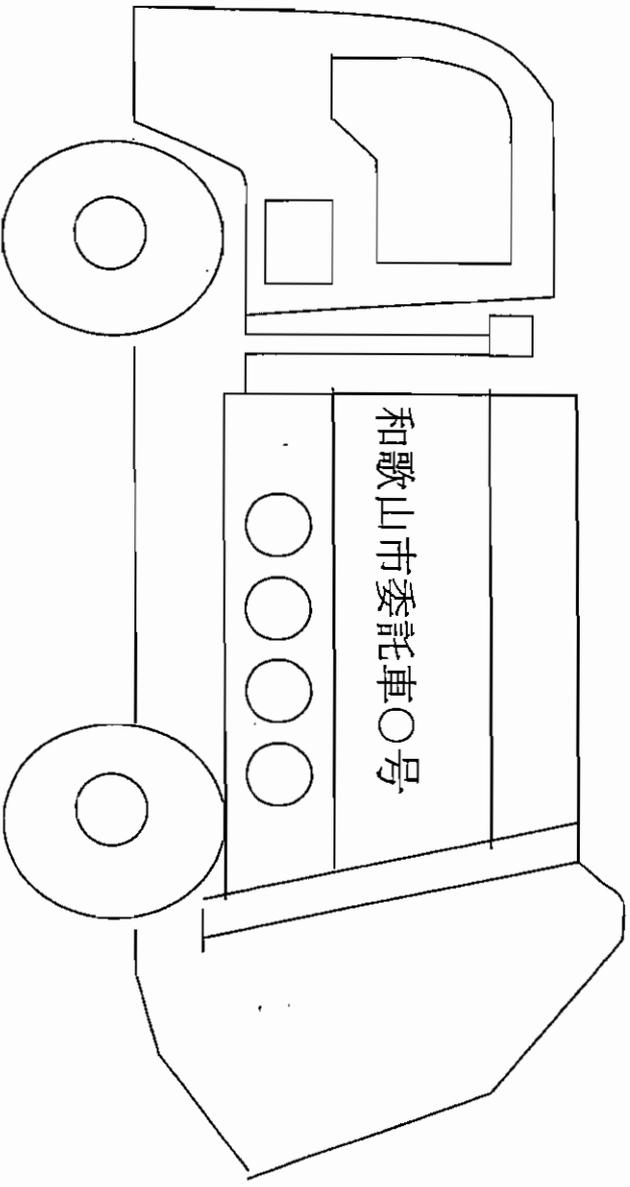
1 車体の側面に「和歌山市委託車〇号」(一文字サイズ縦17cm×横12cm)と黒文字で書き入れること。

〇は、41から順の数字を使用するものとする。(41号、42号、43号、44号・・・)

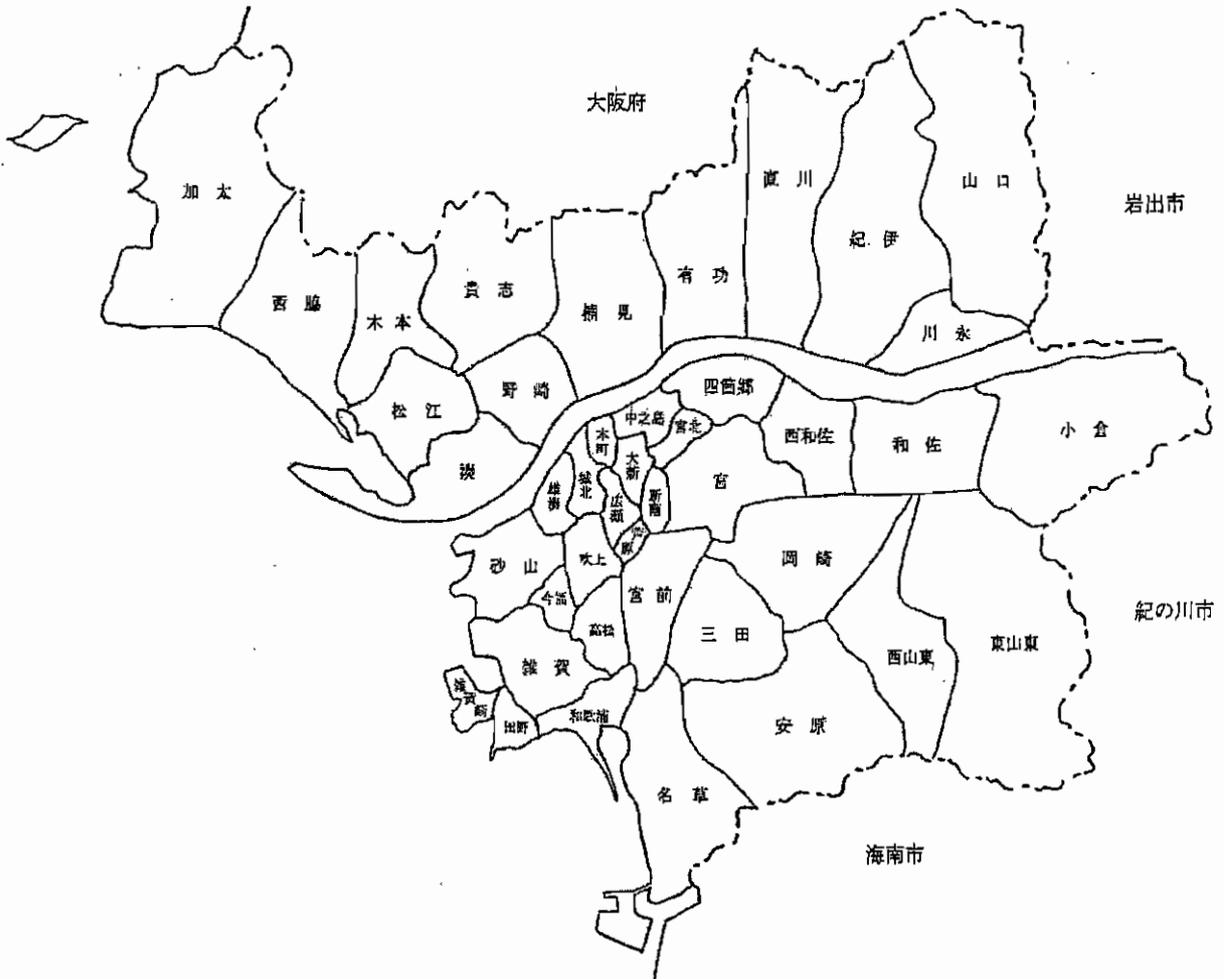
(別紙1)

収集車両の表示について

- 1 車体の側面に「和歌山市委託車〇号」(一文字サイズ縦17cm×横12cm)と黒文字で書き入れること。
 ○は、41から順の数字を使用するものとする。(41号, 42号, 43号, 44号...)
- 2 側面後方と後方方面に「〇〇〇〇」と事業所名(一文字サイズ縦15cm×横10cm)を黒文字で書き入れること。



(別紙2)



地域	行政地区
東地域	大新, 新南, 宮, 宮北, 宮前, 岡崎, 和佐, 東山東, 西山東, 小倉
西地域	砂山, 湊, 野崎, 松江, 木本, 貴志, 楠見, 西脇, 有功, 直川, 加太
南地域	広瀬, 吹上, 高松, 雑賀, 芦原, 雑賀崎, 和歌浦, 三田, 名草, 安原, 今福, 田野
北地域	本町, 城北, 雄湊, 四箇郷, 中之島, 西和佐, 川永, 紀伊, 山口

ごみ収集運搬業務の作業手順

和歌山市が委託して行う事業系一般廃棄物収集運搬業務の作業手順は、この手順書により行うものとする。

収集運搬作業

(1) 収集の準備として、作業服、作業用具及び収集車両について始業点検を行う。

① 作業服の着用

- ア 所定の作業服を着用する。
- イ 手袋・安全靴・作業帽等の保護具を点検し、着用する。
- ウ 車両には、自動車検査証を備える。

② 収集区域の確認及び作業についての指定

- ア 責任者は、乗務員の入れ替えのある場合は、その乗務員と細かい打ち合わせをする。
- イ 収集計画に基づき、当日の収集区域を確認する。
- ウ 責任者より当日の搬入先、収集箇所の新設・廃止・移動・道路工事等について指示を受ける。
- エ 道路工事等特別な事情により集積場所を変更するときは、受託者の責任において対応するものとする。ただし、変更するときは、事前に本市に連絡するものとする。

③ 健康状態の診断

当日の健康状態を自己判断し、作業に支障があるとおもわれる者は、責任者に申し出て指示に従う。

④ 車両の点検

- ア ハンドル・ブレーキ・エンジンその他の計器類・各種装置の作業点検を行う。
- イ 作業機械の点検を行う。
- ウ 当日の作業に必要な装備品を点検する。

[装備品の種類]

[発煙筒、救急用品、車止め、手袋、雨合羽、ほうき、ちりとり、日報等]

- エ 異常や不足品がある場合は、責任者に報告をし、指示を受ける。

⑤ 準備体操

出勤前に準備体操を行う。

(2) 収集車両運転の心得

- ① 運転手は、作業員を乗せ、周囲の安全を確認し、安全運転で目的地に向かう。
- ② 作業員は、運転手の死角となる場所の安全を確かめて、運転手に声をかける。

(3) 収集作業

- ① 完全に停車し、運転手の合図を確認してから下車し、安全に作業を行う。
- ② 坂道に停止して作業を行う場合には、必ず作業員が車両に車止めを行う。
- ③ 運転手は、収集作業中必ずサイドブレーキをかける。
- ④ 積み込み作業を開始する。
 - ア ボディーとパッカーの締め付けは金具が完全に締まっているかを確認する。
 - イ 重量物は、慎重に積み込む。
 - ウ 回転板を操作する場合は、他の乗務員の安全を確認してから操作する。
 - エ 作業現場に危険がある場合は、責任者に報告し指示を受ける。
 - オ ごみを過積載しない。

(4) 作業中の移動

- ① ステップ乗車での移動は禁止する。
- ② 作業現場が離れている場合、作業員は助手席に乗り移動する。
- ③ 運転手は、移動する際に、周囲の安全、作業状況を確認する。
- ④ 運転手は、車両をジグザグに移動してはならない。
- ⑤ 積荷は、指示された量を守る。

(5) 運行

走行中は関係法規を遵守し、安全運転を励行する。

(6) 搬入

搬入は次の要領で行う。

- ① 作業員は、投入ピット前で降り、投入ピットの車止めまで誘導する。
- ② 投入後、車を少し前へ出し作業員は投入完了を確認し安全な位置に誘導する。
- ③ 清掃や異物除去のため、テールゲートを上げたまま、やむを得ず作業をする場合は、テールゲート落下防止のステーが完全にロックされていることを確認してから行うものとする。また、ゲート下での作業中、運転手はゲート作動用のレバースイッチに触れてはならない。
- ④ 最終搬入後、必ず汚水タンクを空にすること。
- ⑤ その他施設内においては、係員の指示に従い搬入を行う。

(7) 終了点検

- ① すべての作業終了後、帰社し洗車する。
- ② 終了点検を行い、異常がある場合は責任者に報告し、指示を受ける。

(8) 実績報告書の作成

運転日報により実績報告書を作成し、搬入時の計量伝票を添えて、本市に報告しなければならない。





事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と玉置晃正（以下「乙」という。）は、事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、甲が定めた作業計画による指定区域内で、かつ、甲が指定する事業所から排出された廃棄物の収集・運搬業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成19年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（法令等の遵守等）

第3条 乙は、委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（以下「法令等」という。）を遵守し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、従業員に対して法令等及びこの契約に基づくサービス事項について周知徹底させなければならない。

（委託業務用器材の費用負担）

第4条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、収集・運搬する車両として届け出た車両（以下「収集車両」という。）を委託業務以外に使用してはならない。

3 乙は、収集車両の側面に市の委託業務を履行する車両であることが容易に判別できる表示をしなければならない。ただし、契約期間終了後、乙は、車両を和歌山市の委託車両と認識しうるような状態での使用をしないものとする。

（委託業務の履行方法）

第5条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、天災地変等やむを得ない事由により廃棄物の全部若しくは一部をその排出された日のうちに収集できないとき、又は委託業務に関し疑義が生じたときは、速やかに甲に届け出て甲の指示に従うものとする。

3 乙は、自己の従業員に対し、服装、言語、態度等に留意し、市民に不快の念を与えないよう常に指導しなければならない。

（委託金）

第6条 委託金の総額は118,334,790円（消費税及び地方消費税を含む。）

とし、1月当たりの支払額は初回が2,479,790円、2回目以降が2,465,000円とする。

2 各会計年度の委託金の額は、次のとおりとする。

平成19年度29,594,790円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成20年度29,580,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成21年度29,580,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成22年度29,580,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 前項の委託金は、契約期間中は変更しないものとする。

(契約保証金)

第7条 乙は、甲に契約保証金として11,834,000円を支払わなければならない。

2 乙は、前項の規定による契約保証金に代えて次の各号に掲げるものを担保に供することができる。

(1) 国債証券(無記名のものに限る。)

(2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

3 契約保証金は、損害賠償額の予定と解してはならない。

4 契約保証金は、契約期間終了後、乙に返還する。ただし、契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利義務の承継の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の一部を中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担等)

第12条 委託業務の履行に関して発生した損害については、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、
いては、
(確認)

第13条
り甲に

2 乙は
し等を
(委託)

第14条
受けた

2 甲は
以内に

3 乙は
きは、
した額
(甲の

第15条
かに該
(1) そ

みが
(2) 戻
たと
(3) そ

2 甲は
につい

3 甲は
その掛
金を掛

第16条
2 第1
に準用
(秘密)

第17条

2 乙は
いよ

3 乙は

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果、やり直し等を命ぜられたときは、遅滞なく当該やり直し等を行い、その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から委託金の請求を受けたときは、その日から30日以内に前項の規定による委託金を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと認められるとき。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでに該当したとき。

(3) その他、この契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に履行された部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。この場合において、甲は、契約保証金を損害賠償金に充当する。

第16条 甲は、必要があるときは契約を解除することができる。

2 第11条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、委託業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受け

)
)
)
)
ければなら

担保に供す

には、利息

ならない。

187

を負わせて

に調査を行
う必要

業務の一部
変更する必

負しなけれ
ばならない

るものとす
るものとする。

たときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の債務不履行)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務を履行しないときは、不履行部分に相応する額を減額して、当該月の委託金の請求をしなければならない。

この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する

平成19年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 大橋 建



乙 和歌山市中 69子
玉 置 送
代 表 玉 正



この仕様書
書とする。

受託者は、本
搬業務をこの仕

- 1 業務内容
本市の指
の量(受託
指定された
収集運搬
(1) 一般
(2) 資源
(3) その

- 2 塵芥収集
(1) 受託
型車)
(2) 受託
ならな
終了後
のとす
(3) 受託
るもの
(4) 受託
みの積
(5) 受託
るもの

- 3 収集区域
収集運搬
(1) 一般
内の本
(2) 資源

事業系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

この仕様書は、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書第5条第1項に規定する仕様書とする。

受託者は、和歌山市が委託して行う事業系一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の収集運搬業務をこの仕様書により行うものとする。

1 業務内容

本市の指示する作業計画に基づき、指定する区域内の事業所から排出されるごみをその量（受託収集件数の増減も含む）の多寡にかかわらず、指定した日時に完全に収集し、指定された場所に運搬、搬入するものとする。

収集運搬を委託するごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般ごみ（燃やせるごみ）
- (2) 資源ごみ（びん類、かん類、ペットボトル、古紙・布類等）
- (3) その他本市が指示するごみ（臨時ごみを含む）

2 塵芥収集車両及び人員

(1) 受託者は、本業務を遂行するに足りるごみ収集車（ロータリー型又は回転式押込型車）を常時3台以上所持するものとする。

(2) 受託者が使用する収集車両は、和歌山市の委託車両であることを表示しなければならない。表示場所等の詳細は（別紙1）の示すとおりとする。ただし、契約期間終了後、車両は、和歌山市の委託車両と認識しうるような状態での使用をしないものとする。

(3) 受託者は、使用する車両の整備点検を行い、常に収集業務に支障のないようにするものとする。

(4) 受託者は、収集車1台につき運転手1人作業員1人以上を配置し、必要に応じごみの積み込み作業を2人以上で行うものとする。

(5) 受託者は、人員、機材の配置計画表を作成し、契約締結後速やかに本市に提出するものとする。

3 収集区域及び収集日

収集運搬業務を行う区域は（別紙2）に示す北地域とし、収集日は次のとおりとする。

(1) 一般ごみ収集は週5日（月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日）とし、区域内の本市が承認したごみ集積所（以下「集積所」という。）のごみを収集する。

(2) 資源ごみは、木曜日とし、集積所の本市が承認した分別品目の資源ごみ収集をす

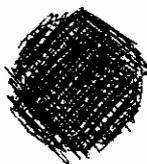
ときは、不
ならない。

しなければならない

必要に応じ

各自1通

189



る。第1週及び第3週は、かん類、びん類を収集し、第2週及び第4週はペットボトル、古紙、布等の収集を行うこととし、第5週は行わないものとする。

4 収集作業及び施設

- (1) 業務時間は原則として午前7時30分からとし、当日のごみはその日のうちに収集を完了するものとする。
- (2) ごみ収集作業は、本市が別に定める収集業務の作業手順に基づき、安全かつ効率的に実施するものとする。
- (3) 収集運搬の業務に使用する車両は、ごみが飛散又は流出し、悪臭が漏れるおそれのないものにするものとする。
- (4) 車庫は、他の施設と明瞭に区分され、運行前の点検及び清掃等に支障のない面積を有するとともに、周囲を閉鎖し得るものであり、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとする。具体的には、公共下水管に接続可能な地域にあっては必ず汚水ピットを設置し、若しくは、公共下水管に接続されている洗車設備を有するガソリンスタンド等と洗車契約を締結すること。

5 収集作業員（運転手を含む）

- (1) 受託者は、ごみの収集運搬業務に従事する者について本市に届け出た者を配置し、1名を責任者としなければならない。
- (2) 責任者は、業務内容を十分に熟知し、その責任を受ける者であること。
- (3) 運転手は、業務内容を十分に熟知し、適正な判断ができ、業務を遂行できる者であること。また、収集車両の構造を把握でき安全な操作ができる者であること。
- (4) 作業員は、業務の遂行能力を有し、原則として運転手が運転をできないときは、代わって運転業務を行うことができる者であること。
- (5) 受託者は、業務連絡の任を行うとともに、本市が指示する各種報告書等を定められた様式により作成し、取りまとめを行うこととし、一か月分をまとめ、翌月の10日までに搬入時の計量伝票を添えて提出しなければならない。

6 収集の休日

収集運搬業務は、次に掲げる日を休日とする。ただし、本市が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日から1月3日
- (3) 第5木曜日
- (4) 12月31日については、曜日にかかわらず収集日とし、すべてのごみを収集し、本市が指示する施設に搬入するものとする。

7 ごみの本業務

- (1) 搬入情等特
- (2) 処理従うこ
- (3) 搬入責任を

8 車両の車両の運

- (1) ごみ者の責
- (2) 車検とする

9 一般的収集作業

- (1) 収集ならな
- (2) 収集袋等を
- (3) 収集
- (4) 市民
- (5) 本市
- (6) 常にる。

10 受託

- (1) 受託認める
- (2) 受託知らせ
- (3) 受託守する

はペットボ

うちに収集

かつ効率的

るおそれの

ない面積を

水の処理等

管に接続可

続されてい

を配置し、

できる者であ

と。

ときは、代

を定められ

翌月の10日

めたときは、

みを収集し、

7 ごみの搬入

本業務で収集したごみは、その日のうちに本市が指示する施設に搬入するものとする。

- (1) 搬入時間は、原則として午前8時30分から午後3時までとする。ただし、道路事情等特別な事情がある場合は、本市と協議のうえ変更することができる。
- (2) 処理施設内でのごみの計量及びピット等でのごみの投入については、係員の指示に従うこと。
- (3) 搬入時のピット前での作業については、ごみが飛散しないよう、係員の指示に従い責任をもって処理すること。

8 車両の運行

車両の運行は、道路交通法、その他の関係法令を遵守し事故防止に努めるものとする。

- (1) ごみ収集運搬作業中に事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって対応し、受託者の責任において解決するものとする。また、直ちに本市に報告するものとする。
- (2) 車検及び故障による代替車において運搬する場合は、本市に事前に届出を行うこととする。

9 一般的遵守事項

収集作業員（運転手を含む）の作業条件は、次のとおりとする。

- (1) 収集作業員は、市民に対して親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動があつてはならない。
- (2) 収集作業員は、作業服を揃え必ずヘルメット又は帽子的ほかに必要な安全靴、ゴム手袋等を着用しなければならない。
- (3) 収集作業員は、軽快に動作できる服装をし、常に清潔でなければならない。
- (4) 市民から金品等の謝礼を受け取ってはならない。
- (5) 本市の指示命令に服さず、又は不穩の行動をしてはならない。
- (6) 常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず清掃するものとする。

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者、その他本市が不適当と認める者を従事させてはならない。
- (2) 受託者は、作業員に対し関係法令、契約書及びその他業務の遂行に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 受託者は、労働安全対策を策定し、自らの責任で労働安全衛生法及び関係法令を遵守するものとする。

- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市及び第三者に損害を与えた場合は、すべてその賠償の責を負うものとする。
- (5) 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- ア ごみ収集運搬業務委託契約車両を本市の委託業務以外の目的に使用してはならない。
 - イ 収集したごみを本市の指示した施設以外の場所に搬入、投棄してはならない。
 - ウ 市民に対し、ごみ収集費用等として金品等の要求をしてはならない。
 - エ 市民に対する態度及び服装など不快感を与えること及び本市の信用を失墜するような行為をしてはならない。
 - オ 事業所からの苦情等については、自らの責任で速やかに対処しなければならない。また、その都度、本市に苦情処理報告書を提出しなければならない。
- (6) 受託者は、現行収集コース地図及び収集ポイントを作成し、本市に提出しなければならない。

1 1 有効期間

この仕様書の有効期間は、契約の有効期間とする。

1 2 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出するものとし、変更の生じたときは、必ず書面にて本市に報告しなければならない。

- (1) 就業規則（写し）
- (2) 収集作業員（運転手を含む）名簿
- (3) 収集車両の車両検査証（写し）
- (4) 車両保険証（任意保険）（写し）

自動車賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険のほか、1台につき自動車保険普通保険約款による保険金額無制限の自動車保険に加入していること。

- (5) 緊急時の連絡先

1 3 契約保証金

この契約に係る保証金は、別途契約書のとおりとする。

1 4 疑義

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、本市が受託者の意見を聞き指示するものとする。

変更の生じたときは、必ず本市へ報告し、了承を得なければならない。

(別紙1)

収集車両の表示について

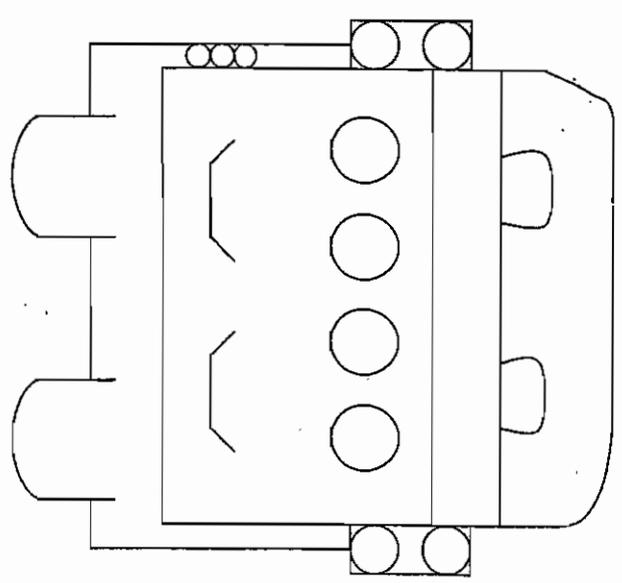
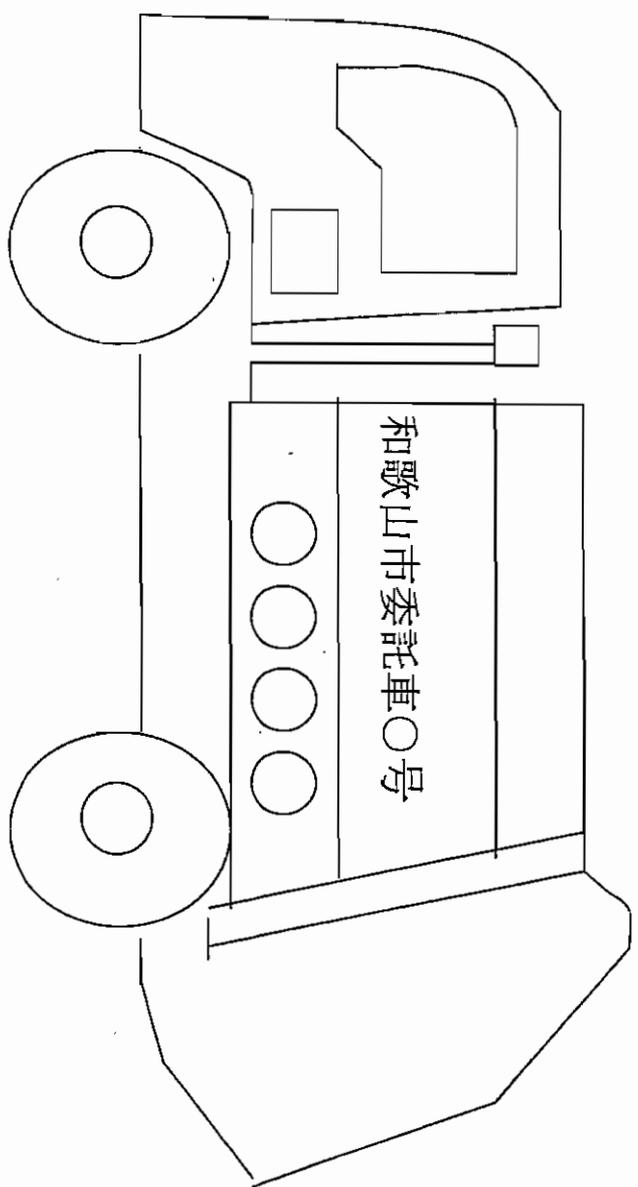
1 車体の側面に「和歌山市委託車〇号」（一文字サイズ縦17cm×横12cm）と黒文字で書き入れること。

〇は、41から順の数字を使用するものとする。（41号、42号、43号、44号・・・）

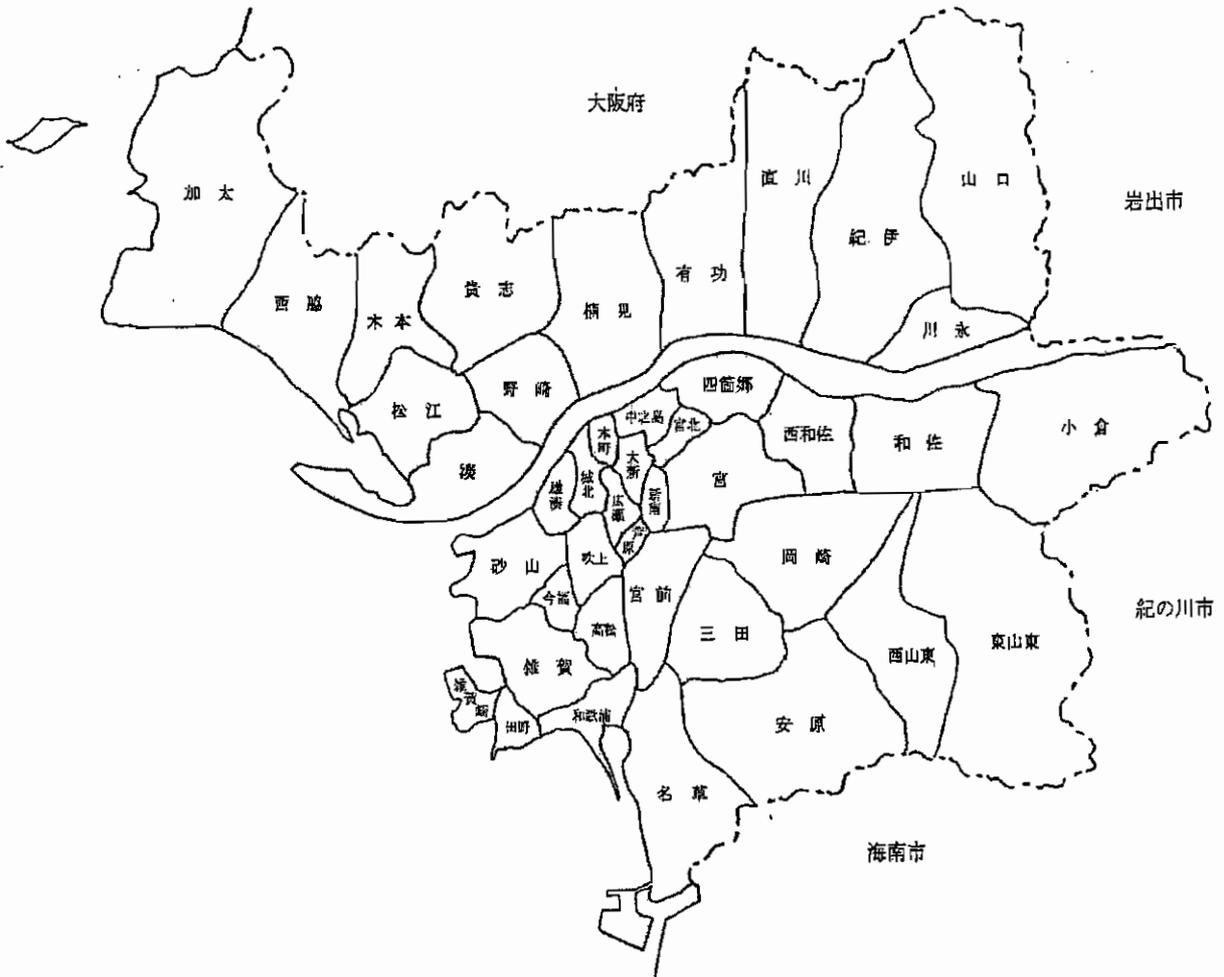
(別紙 1)

収集車両の表示について

- 1 車体の側面に「和歌山市委託車〇号」(一文字サイズ縦17cm×横12cm)と黒文字で書き入れること。
 ○は、41から順の数字を使用するものとする。(41号, 42号, 43号, 44号・・・)
- 2 側面後方と後方方面に「〇〇〇〇」と事業所名(一文字サイズ縦15cm×横10cm)を黒文字で書き入れること。



(別紙2)



地域	行政地区
東地域	大新, 新南, 宮, 宮北, 宮前, 岡崎, 和佐, 東山東, 西山東, 小倉
西地域	砂山, 湊, 野崎, 松江, 木本, 貴志, 楠見, 西脇, 有功, 直川, 加太
南地域	広瀬, 吹上, 高松, 雑賀, 芦原, 雑賀崎, 和歌浦, 三田, 名草, 安原, 今福, 田野
北地域	本町, 城北, 雄湊, 四箇郷, 中之島, 西和佐, 川永, 紀伊, 山口

ごみ収集運搬業務の作業手順

和歌山市が委託して行う事業系一般廃棄物収集運搬業務の作業手順は、この手順書により行うものとする。

収集運搬作業

(1) 収集の準備として、作業服、作業用具及び収集車両について始業点検を行う。

① 作業服の着用

- ア 所定の作業服を着用する。
- イ 手袋・安全靴・作業帽等の保護具を点検し、着用する。
- ウ 車両には、自動車検査証を備える。

② 収集区域の確認及び作業についての指定

- ア 責任者は、乗務員の入れ替えのある場合は、その乗務員と細かい打ち合わせをする。
- イ 収集計画に基づき、当日の収集区域を確認する。
- ウ 責任者より当日の搬入先、収集箇所の新設・廃止・移動・道路工事等について指示を受ける。
- エ 道路工事等特別な事情により集積場所を変更するときは、受託者の責任において対応するものとする。ただし、変更するときは、事前に本市に連絡するものとする。

③ 健康状態の診断

当日の健康状態を自己判断し、作業に支障があるとおもわれる者は、責任者に申し出て指示に従う。

④ 車両の点検

- ア ハンドル・ブレーキ・エンジンその他の計器類・各種装置の作業点検を行う。
- イ 作業機械の点検を行う。
- ウ 当日の作業に必要な装備品を点検する。

〔装備品の種類〕

〔発煙筒、救急用品、車止め、手袋、雨合羽、ほうき、ちりとり、日報等〕

- エ 異常や不足品がある場合は、責任者に報告をし、指示を受ける。

⑤ 準備体操

出勤前に準備体操を行う。

(2) 収集車両運転の心得

- ① 運転手は、作業員を乗せ、周囲の安全を確認し、安全運転で目的地に向かう。
- ② 作業員は、運転手の死角となる場所の安全を確かめて、運転手に声をかける。

(3) 収集作業

- ① 完全に停車し、運転手の合図を確認してから下車し、安全に作業を行う。
- ② 坂道に停止して作業を行う場合には、必ず作業員が車両に車止めを行う。
- ③ 運転手は、収集作業中必ずサイドブレーキをかける。
- ④ 積み込み作業を開始する。
 - ア ボディーとパッカーの締め付けは金具が完全に締まっているかを確認する。
 - イ 重量物は、慎重に積み込む。
 - ウ 回転板を操作する場合は、他の乗務員の安全を確認してから操作する。
 - エ 作業現場に危険がある場合は、責任者に報告し指示を受ける。
 - オ ごみを過積載しない。

(4) 作業中の移動

- ① ステップ乗車での移動は禁止する。
- ② 作業現場が離れている場合、作業員は助手席に乗り移動する。
- ③ 運転手は、移動する際に、周囲の安全、作業状況を確認する。
- ④ 運転手は、車両をジグザグに移動してはならない。
- ⑤ 積荷は、指示された量を守る。

(5) 運行

走行中は関係法規を遵守し、安全運転を励行する。

(6) 搬入

搬入は次の要領で行う。

- ① 作業員は、投入ピット前で降り、投入ピットの車止めまで誘導する。
- ② 投入後、車を少し前へ出し作業員は投入完了を確認し安全な位置に誘導する。
- ③ 清掃や異物除去のため、テールゲートを上げたまま、やむを得ず作業をする場合は、テールゲート落下防止のステーが完全にロックされていることを確認してから行うものとする。また、ゲート下での作業中、運転手はゲート作動用のレバースイッチに触れてはならない。
- ④ 最終搬入後、必ず汚水タンクを空にすること。
- ⑤ その他施設内においては、係員の指示に従い搬入を行う。

(7) 終了点検

- ① すべての作業終了後、帰社し洗車する。
- ② 終了点検を行い、異常がある場合は責任者に報告し、指示を受ける。

(8) 実績報告書の作成

運転日報により実績報告書を作成し、搬入時の計量伝票を添えて、本市に報告しなければならない。





事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と有限会社ケイエスアイ（以下「乙」という。）は、事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、甲が定めた作業計画による指定区域内で、かつ、甲が指定する事業所から排出された廃棄物の収集・運搬業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成19年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（法令等の遵守等）

第3条 乙は、委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（以下「法令等」という。）を遵守し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、従業員に対して法令等及びこの契約に基づくサービス事項について周知徹底させなければならない。

（委託業務用器材の費用負担）

第4条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、収集・運搬する車両として届け出た車両（以下「収集車両」という。）を委託業務以外に使用してはならない。

3 乙は、収集車両の側面に市の委託業務を履行する車両であることが容易に判別できる表示をしなければならない。ただし、契約期間終了後、乙は、車両を和歌山市の委託車両と認識しうるような状態での使用をしないものとする。

（委託業務の履行方法）

第5条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、天災地変等やむを得ない事由により廃棄物の全部若しくは一部をその排出された日のうちに収集できないとき、又は委託業務に関し疑義が生じたときは、速やかに甲に届け出て甲の指示に従うものとする。

3 乙は、自己の従業員に対し、服装、言語、態度等に留意し、市民に不快の念を与えないよう常に指導しなければならない。

（委託金）

第6条 委託金の総額は110,343,345円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、1月当たりの支払額は初回が2,337,345円、2回目以降が2,298,000円とする。

2 各会計年度の委託金の額は、次のとおりとする。

平成19年度27,615,345円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成20年度27,576,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成21年度27,576,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成22年度27,576,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 前項の委託金は、契約期間中は変更しないものとする。

(契約保証金)

第7条 乙は、甲に契約保証金として11,035,000円を支払わなければならない。

2 乙は、前項の規定による契約保証金に代えて次の各号に掲げるものを担保に供することができる。

(1) 国債証券(無記名のものに限る。)

(2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

3 契約保証金は、損害賠償額の予定と解してはならない。

4 契約保証金は、契約期間終了後、乙に返還する。ただし、契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利義務の承継の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の一部を中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担等)

第12条 委託業務の履行に関して発生した損害については、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲
いて
(確
第13
り甲
2 乙
し等
(委
第14
受け
2 甲
以内
3 乙
きは
した
(甲
第15
かに
(1)
み
(2)
た
(3)
2 甲
につ
3 甲
その
金を
第16
2 策
に準
(税
第17
2 乙
いよ
3 乙

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果、やり直し等を命ぜられたときは、遅滞なく当該やり直し等を行い、その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から委託金の請求を受けたときは、その日から30日以内に前項の規定による委託金を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと認められるとき。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでに該当したとき。

(3) その他、この契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に履行された部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。この場合において、甲は、契約保証金を損害賠償金に充当する。

第16条 甲は、必要があるときは契約を解除することができる。

2 第11条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、委託業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受け

なければならない

且保に供す

こは、利息

ならない。

を負わせて

て調査を行
うて必要

業務の一部
変更する必

償しなけれ
り定めるも

るものとす
負担する。

たときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の債務不履行)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務を履行しないときは、不履行部分に相応する額を減額して、当該月の委託金の請求をしなければならない。

この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する

平成19年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 大橋 建



乙 和歌山市布施屋733番地の7
有限会社 ケイ
代表取締役 井 子



この作
書とする
受託者
搬業務を

1 業務
本
の量
指定
収集
(1)
(2)
(3)

2 塵
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

3 収集
収集
(1)
(2)

事業系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

：きは、不
らな

ましなけれ

必要に応じ

各自1通

この仕様書は、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書第5条第1項に規定する仕様書とする。

受託者は、和歌山市が委託して行う事業系一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の収集運搬業務をこの仕様書により行うものとする。

1 業務内容

本市の指示する作業計画に基づき、指定する区域内の事業所から排出されるごみをその量（受託収集件数の増減も含む）の多寡にかかわらず、指定した日時に完全に収集し、指定された場所に運搬、搬入するものとする。

収集運搬を委託するごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般ごみ（燃やせるごみ）
- (2) 資源ごみ（びん類、かん類、ペットボトル、古紙・布類等）
- (3) その他本市が指示するごみ（臨時ごみを含む）

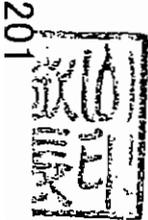
2 塵芥収集車両及び人員

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに足りるごみ収集車（ロータリー型又は回転式押込型車）を常時3台以上所持するものとする。
- (2) 受託者が使用する収集車両は、和歌山市の委託車両であることを表示しなければならない。表示場所等の詳細は（別紙1）の示すとおりとす。ただし、契約期間終了後、車両は、和歌山市の委託車両と認識しうるような状態での使用をしないものとする。
- (3) 受託者は、使用する車両の整備点検を行い、常に収集業務に支障のないようにするものとする。
- (4) 受託者は、収集車1台につき運転手1人作業員1人以上を配置し、必要に応じごみの積み込み作業を2人以上で行うものとする。
- (5) 受託者は、人員、機材の配置計画表を作成し、契約締結後速やかに本市に提出するものとする。

3 収集区域及び収集日

収集運搬業務を行う区域は（別紙2）に示す北地域とし、収集日は次のとおりとする。

- (1) 一般ごみ収集は週5日（月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日）とし、区域内の本市が承認したごみ集積所（以下「集積所」という。）のごみを収集する。
- (2) 資源ごみは、木曜日とし、集積所の本市が承認した分別品目の資源ごみ収集をす



る。第1週及び第3週は、かん類、びん類を収集し、第2週及び第4週はペットボトル、古紙、布等の収集を行うこととし、第5週は行わないものとする。

4 収集作業及び施設

- (1) 業務時間は原則として午前7時30分からとし、当日のごみはその日のうちに収集を完了するものとする。
- (2) ごみ収集作業は、本市が別に定める収集業務の作業手順に基づき、安全かつ効率的に実施するものとする。
- (3) 収集運搬の業務に使用する車両は、ごみが飛散又は流出し、悪臭が漏れるおそれのないものにする。
- (4) 車庫は、他の施設と明瞭に区分され、運行前の点検及び清掃等に支障のない面積を有するとともに、周囲を閉鎖し得るものであり、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとする。具体的には、公共下水管に接続可能な地域にあっては必ず汚水ピットを設置し、若しくは、公共下水管に接続されている洗車設備を有するガソリンスタンド等と洗車契約を締結すること。

5 収集作業員（運転手を含む）

- (1) 受託者は、ごみの収集運搬業務に従事する者について本市に届け出た者を配置し、1名を責任者としなければならない。
- (2) 責任者は、業務内容を十分に熟知し、その責任を受ける者であること。
- (3) 運転手は、業務内容を十分に熟知し、適正な判断ができ、業務を遂行できる者であること。また、収集車両の構造を把握でき安全な操作ができる者であること。
- (4) 作業員は、業務の遂行能力を有し、原則として運転手が運転をできないときは、代わって運転業務を行うことができる者であること。
- (5) 受託者は、業務連絡の任を行うとともに、本市が指示する各種報告書等を定められた様式により作成し、取りまとめを行うこととし、一か月分をまとめ、翌月の10日までに搬入時の計量伝票を添えて提出しなければならない。

6 収集の休日

収集運搬業務は、次に掲げる日を休日とする。ただし、本市が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日から1月3日
- (3) 第5木曜日
- (4) 12月31日については、曜日にかかわらず収集日とし、すべてのごみを収集し、本市が指示する施設に搬入するものとする。

7 ごみ
本業

- (1) 搬
情等
- (2) 処
従う
- (3) 搬
責任

8 車両
車両の

- (1) こ
者の
- (2) 車
とす

9 一般
収集作

- (1) 収
なら
- (2) 収
袋等
- (3) 収
- (4) 市
- (5) 本
- (6) 常
る。

10 受

- (1) 受
認め
- (2) 受
知さ
- (3) 受
守す

はペットボ

うちに収集

かつ効率的

るおそれの

ない面積を

氷の処理等

管に接続可

続されてい

を配置し、

できる者であ

と。

ときは、代

を定められ

翌月の10日

めたときは、

みを収集し、

7 ごみの搬入

本業務で収集したごみは、その日のうちに本市が指示する施設に搬入するものとする。

- (1) 搬入時間は、原則として午前8時30分から午後3時までとする。ただし、道路事情等特別な事情がある場合は、本市と協議のうえ変更することができる。
- (2) 処理施設内でのごみの計量及びピット等でのごみの投入については、係員の指示に従うこと。
- (3) 搬入時のピット前での作業については、ごみが飛散しないよう、係員の指示に従い責任をもって処理すること。

8 車両の運行

車両の運行は、道路交通法、その他の関係法令を遵守し事故防止に努めるものとする。

- (1) ごみ収集運搬作業中に事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって対応し、受託者の責任において解決するものとする。また、直ちに本市に報告するものとする。
- (2) 車検及び故障による代替車において運搬する場合は、本市に事前に届出を行うこととする。

9 一般的遵守事項

収集作業員（運転手を含む）の作業条件は、次のとおりとする。

- (1) 収集作業員は、市民に対して親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動があってはならない。
- (2) 収集作業員は、作業服を揃え必ずヘルメット又は帽子のほか必要な安全靴、ゴム手袋等を着用しなければならない。
- (3) 収集作業員は、軽快に動作できる服装をし、常に清潔でなければならない。
- (4) 市民から金品等の謝礼を受け取ってはならない。
- (5) 本市の指示命令に服さず、又は不穩の行動をしてはならない。
- (6) 常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず清掃するものとする。

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者、その他本市が不適当と認める者を従事させてはならない。
- (2) 受託者は、作業員に対し関係法令、契約書及びその他業務の遂行に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 受託者は、労働安全対策を策定し、自らの責任で労働安全衛生法及び関係法令を遵守するものとする。

(4) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市及び第三者に損害を与えた場合は、すべてその賠償の責を負うものとする。

(5) 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

ア ごみ収集運搬業務委託契約車両を本市の委託業務以外の目的に使用してはならない。

イ 収集したごみを本市の指示した施設以外の場所に搬入、投棄してはならない。

ウ 市民に対し、ごみ収集費用等として金品等の要求をしてはならない。

エ 市民に対する態度及び服装など不快感を与えること及び本市の信用を失墜するような行為をしてはならない。

オ 事業所からの苦情等については、自らの責任で速やかに対処しなければならない。

また、その都度、本市に苦情処理報告書を提出しなければならない。

(6) 受託者は、現行収集コース地図及び収集ポイントを作成し、本市に提出しなければならない。

1 1 有効期間

この仕様書の有効期間は、契約の有効期間とする。

1 2 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出するものとし、変更の生じたときは、必ず書面にて本市に報告しなければならない。

(1) 就業規則 (写し)

(2) 収集作業員 (運転手を含む) 名簿

(3) 収集車両の車両検査証 (写し)

(4) 車両保険証 (任意保険) (写し)

自動車賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険のほか、1台につき自動車保険普通保険約款による保険金額無制限の自動車保険に加入していること。

(5) 緊急時の連絡先

1 3 契約保証金

この契約に係る保証金は、別途契約書のとおりとする。

1 4 疑義

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、本市が受託者の意見を聞き指示するものとする。

変更の生じたときは、必ず本市へ報告し、了承を得なければならない。

(別紙1)

収集車両の表示について

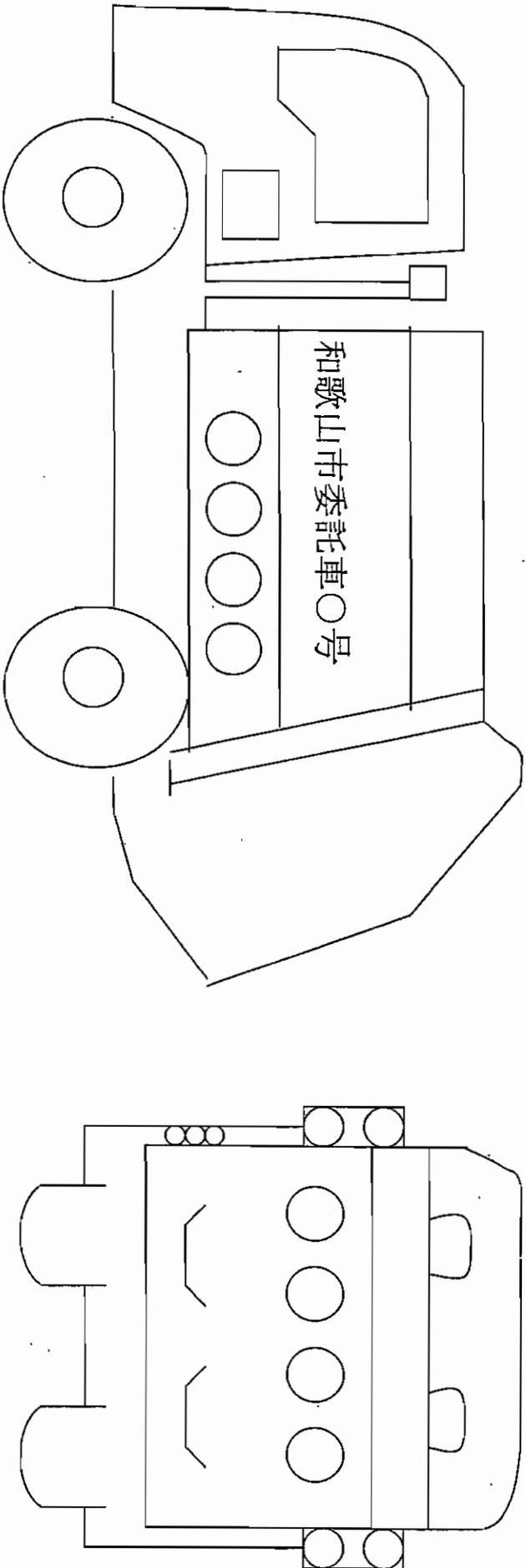
1 車体の側面に「和歌山市委託車〇号」(一文字サイズ縦17cm×横12cm)と黒文字で書き入れること。

〇は、41から順の数字を使用するものとする。(41号、42号、43号、44号・・・)

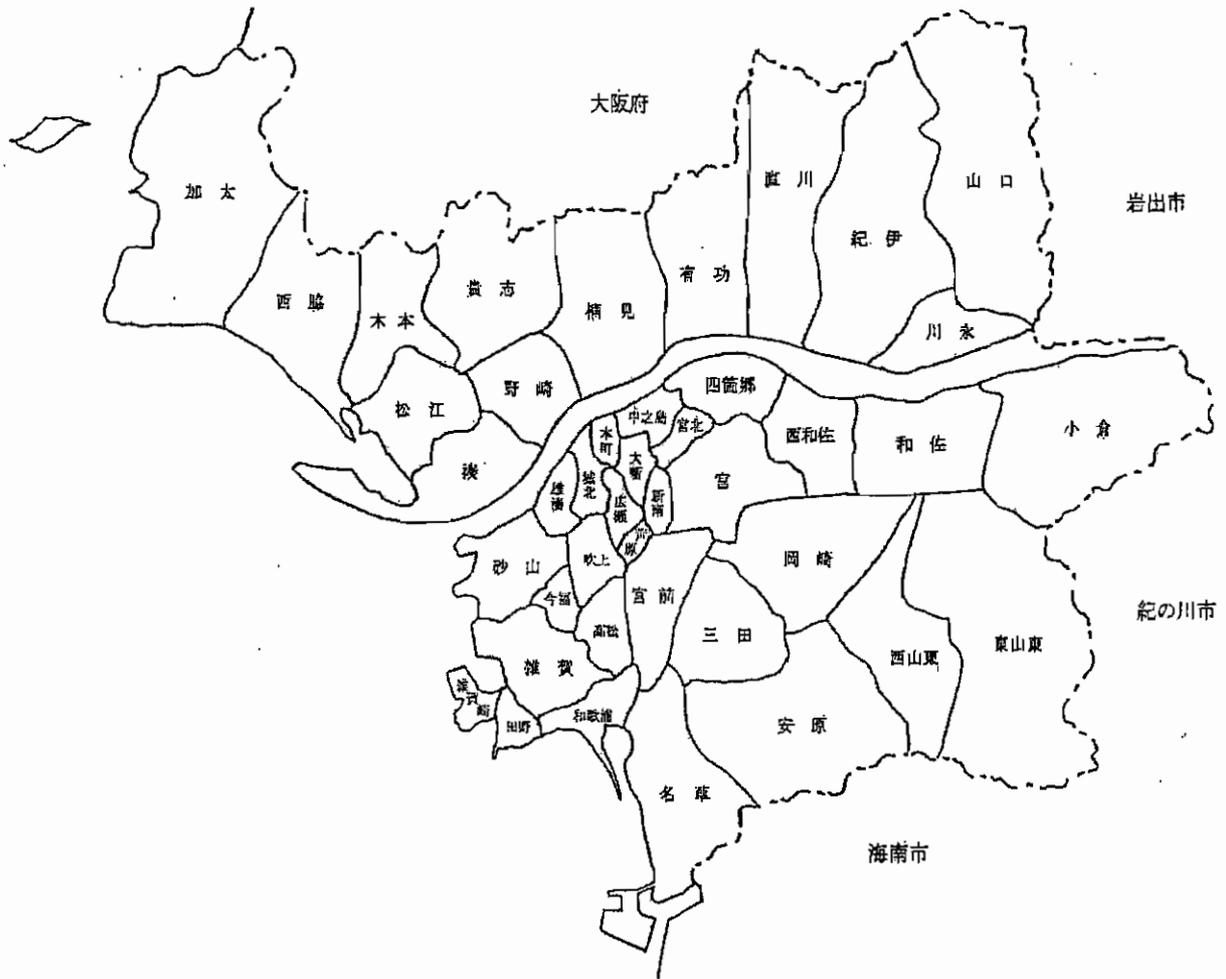
(別紙1)

収集車両の表示について

- 1 車体の側面に「和歌山市委託車〇号」(一文字サイズ縦17cm×横12cm)と黒文字で書き入れること。
 ○は、41から順の数字を使用するものとする。(41号, 42号, 43号, 44号・・・)
- 2 側面後方と後方方面に「〇〇〇〇」と事業所名(一文字サイズ縦15cm×横10cm)を黒文字で書き入れること。



(別紙2)



地域	行政地区
東地域	大新, 新南, 宮, 宮北, 宮前, 岡崎, 和佐, 東山東, 西山東, 小倉
西地域	砂山, 湊, 野崎, 松江, 木本, 貴志, 楠見, 西脇, 有功, 直川, 加太
南地域	広瀬, 吹上, 高松, 雑賀, 芦原, 雑賀崎, 和歌浦, 三田, 名草, 安原, 今福, 田野
北地域	本町, 城北, 雄湊, 四箇郷, 中之島, 西和佐, 川永, 紀伊, 山口

ごみ収集運搬業務の作業手順

和歌山市が委託して行う事業系一般廃棄物収集運搬業務の作業手順は、この手順書により行うものとする。

収集運搬作業

(1) 収集の準備として、作業服、作業用具及び収集車両について始業点検を行う。

① 作業服の着用

- ア 所定の作業服を着用する。
- イ 手袋・安全靴・作業帽等の保護具を点検し、着用する。
- ウ 車両には、自動車検査証を備える。

② 収集区域の確認及び作業についての指定

- ア 責任者は、乗務員の入れ替えのある場合は、その乗務員と細かい打ち合わせをする。
- イ 収集計画に基づき、当日の収集区域を確認する。
- ウ 責任者より当日の搬入先、収集箇所の新設・廃止・移動・道路工事等について指示を受ける。
- エ 道路工事等特別な事情により集積場所を変更するときは、受託者の責任において対応するものとする。ただし、変更するときは、事前に本市に連絡するものとする。

③ 健康状態の診断

当日の健康状態を自己判断し、作業に支障があるとおもわれる者は、責任者に申し出て指示に従う。

④ 車両の点検

- ア ハンドル・ブレーキ・エンジンその他の計器類・各種装置の作業点検を行う。
- イ 作業機械の点検を行う。
- ウ 当日の作業に必要な装備品を点検する。

[装備品の種類]

[発煙筒、救急用品、車止め、手袋、雨合羽、ほうき、ちりとり、日報等]

- エ 異常や不足品がある場合は、責任者に報告をし、指示を受ける。

⑤ 準備体操

出勤前に準備体操を行う。

(2) 収集車両運転の心得

- ① 運転手は、作業員を乗せ、周囲の安全を確認し、安全運転で目的地に向かう。
- ② 作業員は、運転手の死角となる場所の安全を確かめて、運転手に声をかける。

(3) 収集作業

- ① 完全に停車し、運転手の合図を確認してから下車し、安全に作業を行う。
- ② 坂道に停止して作業を行う場合には、必ず作業員が車両に車止めを行う。
- ③ 運転手は、収集作業中必ずサイドブレーキをかける。
- ④ 積み込み作業を開始する。
 - ア ボディーとパッカーの締め付けは金具が完全に締まっているかを確認する。
 - イ 重量物は、慎重に積み込む。
 - ウ 回転板を操作する場合は、他の乗務員の安全を確認してから操作する。
 - エ 作業現場に危険がある場合は、責任者に報告し指示を受ける。
 - オ ごみを過積載しない。

(4) 作業中の移動

- ① ステップ乗車での移動は禁止する。
- ② 作業現場が離れている場合、作業員は助手席に乗り移動する。
- ③ 運転手は、移動する際に、周囲の安全、作業状況を確認する。
- ④ 運転手は、車両をジグザグに移動してはならない。
- ⑤ 積荷は、指示された量を守る。

(5) 運行

走行中は関係法規を遵守し、安全運転を励行する。

(6) 搬入

搬入は次の要領で行う。

- ① 作業員は、投入ピット前で降り、投入ピットの車止めまで誘導する。
- ② 投入後、車を少し前へ出し作業員は投入完了を確認し安全な位置に誘導する。
- ③ 清掃や異物除去のため、テールゲートを上げたまま、やむを得ず作業をする場合は、テールゲート落下防止のステーが完全にロックされていることを確認してから行うものとする。また、ゲート下での作業中、運転手はゲート作動用のレバースイッチに触れてはならない。
- ④ 最終搬入後、必ず汚水タンクを空にすること。
- ⑤ その他施設内においては、係員の指示に従い搬入を行う。

(7) 終了点検

- ① すべての作業終了後、帰社し洗車する。
- ② 終了点検を行い、異常がある場合は責任者に報告し、指示を受ける。

(8) 実績報告書の作成

運転日報により実績報告書を作成し、搬入時の計量伝票を添えて、本市に報告しなければならない。





事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と田端建設株式会社（以下「乙」という。）は、事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、甲が定めた作業計画による指定区域内で、かつ、甲が指定する事業所から排出された廃棄物の収集・運搬業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成19年4月1日から平成23年3月31日までとする。

（法令等の遵守等）

第3条 乙は、委託業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（以下「法令等」という。）を遵守し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、従業員に対して法令等及びこの契約に基づく服務事項について周知徹底させなければならない。

（委託業務用器材の費用負担）

第4条 委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、収集・運搬する車両として届け出た車両（以下「収集車両」という。）を委託業務以外に使用してはならない。

3 乙は、収集車両の側面に市の委託業務を履行する車両であることが容易に判別できる表示をしなければならない。ただし、契約期間終了後、乙は、車両を和歌山市の委託車両と認識しうるような状態での使用をしないものとする。

（委託業務の履行方法）

第5条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、天災地変等やむを得ない事由により廃棄物の全部若しくは一部をその排出された日のうちに収集できないとき、又は委託業務に関し疑義が生じたときは、速やかに甲に届け出て甲の指示に従うものとする。

3 乙は、自己の従業員に対し、服装、言語、態度等に留意し、市民に不快の念を与えないよう常に指導しなければならない。

（委託金）

第6条 委託金の総額は118,734,630円（消費税及び地方消費税を含む。）

とし、1月当たりの支払額は初回が2,503,630円、2回目以降が2,473,000円とする。

2 各会計年度の委託金の額は、次のとおりとする。

平成19年度29,706,630円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成20年度29,676,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成21年度29,676,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

平成22年度29,676,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 前項の委託金は、契約期間中は変更しないものとする。

(契約保証金)

第7条 乙は、甲に契約保証金として11,874,000円を支払わなければならない。

2 乙は、前項の規定による契約保証金に代えて次の各号に掲げるものを担保に供することができる。

(1) 国債証券(無記名のものに限る。)

(2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

3 契約保証金は、損害賠償額の予定と解してはならない。

4 契約保証金は、契約期間終了後、乙に返還する。ただし、契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利義務の承継の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の一部を中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担等)

第12条 委託業務の履行に関して発生した損害については、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果、やり直し等を命ぜられたときは、遅滞なく当該やり直し等を行い、その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第14条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から委託金の請求を受けたときは、その日から30日以内に前項の規定による委託金を乙に支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと認められるとき。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでに該当したとき。

(3) その他、この契約に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に履行された部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払うものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。この場合において、甲は、契約保証金を損害賠償金に充当する。

第16条 甲は、必要があるときは契約を解除することができる。

2 第11条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、委託業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受け

なら

供す

利息

ない。

211

せて

を行

必要

の一部

する必

なけれ

めるも

のとす

する。

たときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の債務不履行)

第18条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務を履行しないときは、不履行部分に相応する額を減額して、当該月の委託金の請求をしなければならない。

この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する

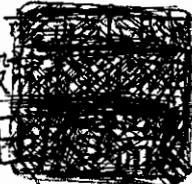
平成19年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 大橋 建



乙 和歌山市 28-11
田端建設株式会社 山営業所

所長 田端 康雄



この
書とす
受託
搬業務

1 業
本
の量
指定
収
(1)
(2)
(3)

2 塵
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)

3 収集
収集
(1)
内
(2)

事業系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

この仕様書は、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約書第5条第1項に規定する仕様書とする。

受託者は、和歌山市が委託して行う事業系一般廃棄物（以下「ごみ」という。）の収集運搬業務をこの仕様書により行うものとする。

1 業務内容

本市の指示する作業計画に基づき、指定する区域内の事業所から排出されるごみをその量（受託収集件数の増減も含む）の多寡にかかわらず、指定した日時に完全に収集し、指定された場所に運搬、搬入するものとする。

収集運搬を委託するごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般ごみ（燃やせるごみ）
- (2) 資源ごみ（びん類、かん類、ペットボトル、古紙・布類等）
- (3) その他本市が指示するごみ（臨時ごみを含む）

2 塵芥収集車両及び人員

(1) 受託者は、本業務を遂行するに足りるごみ収集車（ロータリー型又は回転式押込型車）を常時3台以上所持するものとする。

(2) 受託者が使用する収集車両は、和歌山市の委託車両であることを表示しなければならない。表示場所等の詳細は（別紙1）の示すとおりとする。ただし、契約期間終了後、車両は、和歌山市の委託車両と認識しうるような状態での使用をしないものとする。

(3) 受託者は、使用する車両の整備点検を行い、常に収集業務に支障のないようにするものとする。

(4) 受託者は、収集車1台につき運転手1人作業員1人以上を配置し、必要に応じごみの積み込み作業を2人以上で行うものとする。

(5) 受託者は、人員、機材の配置計画表を作成し、契約締結後速やかに本市に提出するものとする。

3 収集区域及び収集日

収集運搬業務を行う区域は（別紙2）に示す北地域とし、収集日は次のとおりとする。

(1) 一般ごみ収集は週5日（月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日）とし、区域内の本市が承認したごみ集積所（以下「集積所」という。）のごみを収集する。

(2) 資源ごみは、木曜日とし、集積所の本市が承認した分別品目の資源ごみ収集をす

きは、不
ならない。

しなけれ

必要に応じ

各自1通



る。第1週及び第3週は、かん類、びん類を収集し、第2週及び第4週はペットボトル、古紙、布等の収集を行うこととし、第5週は行わないものとする。

4 収集作業及び施設

- (1) 業務時間は原則として午前7時30分からとし、当日のごみはその日のうちに収集を完了するものとする。
- (2) ごみ収集作業は、本市が別に定める収集業務の作業手順に基づき、安全かつ効率的に実施するものとする。
- (3) 収集運搬の業務に使用する車両は、ごみが飛散又は流出し、悪臭が漏れるおそれのないものにする。
- (4) 車庫は、他の施設と明瞭に区分され、運行前の点検及び清掃等に支障のない面積を有するとともに、周囲を閉鎖し得るものであり、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとする。具体的には、公共下水管に接続可能な地域にあっては必ず汚水ピットを設置し、若しくは、公共下水管に接続されている洗車設備を有するガソリンスタンド等と洗車契約を締結すること。

5 収集作業員（運転手を含む）

- (1) 受託者は、ごみの収集運搬業務に従事する者について本市に届け出た者を配置し、1名を責任者としなければならない。
- (2) 責任者は、業務内容を十分に熟知し、その責任を受ける者であること。
- (3) 運転手は、業務内容を十分に熟知し、適正な判断ができ、業務を遂行できる者であること。また、収集車両の構造を把握でき安全な操作ができる者であること。
- (4) 作業員は、業務の遂行能力を有し、原則として運転手が運転をできないときは、代わって運転業務を行うことができる者であること。
- (5) 受託者は、業務連絡の任を行うとともに、本市が指示する各種報告書等を定められた様式により作成し、取りまとめを行うこととし、一か月分をまとめ、翌月の10日までに搬入時の計量伝票を添えて提出しなければならない。

6 収集の休日

収集運搬業務は、次に掲げる日を休日とする。ただし、本市が必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日から1月3日
- (3) 第5木曜日
- (4) 12月31日については、曜日にかかわらず収集日とし、すべてのごみを収集し、本市が指示する施設に搬入するものとする。

7 ごみの本業務

- (1) 搬入情報等特
- (2) 処理従うこ
- (3) 搬入責任を

8 車両の車両の運

- (1) ごみ者の責
- (2) 車検とする

9 一般的収集作業

- (1) 収集ならな
- (2) 収集袋等を
- (3) 収集
- (4) 市民
- (5) 本市
- (6) 常にる。

10 受託

- (1) 受託認める
- (2) 受託知らせ
- (3) 受託守する

はペットボ

うちに収集

かつ効率的

るおそれの

りない面積を

氷の処理等

管に接続可

続されてい

を配置し、

できる者であ
と。

いときは、代

事を定められ

翌月の10日

めたときは、

みを収集し、

7 ごみの搬入

本業務で収集したごみは、その日のうちに本市が指示する施設に搬入するものとする。

- (1) 搬入時間は、原則として午前8時30分から午後3時までとする。ただし、道路事情等特別な事情がある場合は、本市と協議のうえ変更することができる。
- (2) 処理施設内でのごみの計量及びピット等でのごみの投入については、係員の指示に従うこと。
- (3) 搬入時のピット前での作業については、ごみが飛散しないよう、係員の指示に従い責任をもって処理すること。

8 車両の運行

車両の運行は、道路交通法、その他の関係法令を遵守し事故防止に努めるものとする。

- (1) ごみ収集運搬作業中に事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって対応し、受託者の責任において解決するものとする。また、直ちに本市に報告するものとする。
- (2) 車検及び故障による代替車において運搬する場合は、本市に事前に届出を行うこととする。

9 一般的遵守事項

収集作業員（運転手を含む）の作業条件は、次のとおりとする。

- (1) 収集作業員は、市民に対して親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動があってはならない。
- (2) 収集作業員は、作業服を揃え必ずヘルメット又は帽子のほか必要な安全靴、ゴム手袋等を着用しなければならない。
- (3) 収集作業員は、軽快に動作できる服装をし、常に清潔でなければならない。
- (4) 市民から金品等の謝礼を受け取ってはならない。
- (5) 本市の指示命令に服さず、又は不穩の行動をしてはならない。
- (6) 常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず清掃するものとする。

10 受託者の責務

- (1) 受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者、その他本市が不相当と認める者を従事させてはならない。
- (2) 受託者は、作業員に対し関係法令、契約書及びその他業務の遂行に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 受託者は、労働安全対策を策定し、自らの責任で労働安全衛生法及び関係法令を遵守するものとする。

(4) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市及び第三者に損害を与えた場合は、すべてその賠償の責を負うものとする。

(5) 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

ア ごみ収集運搬業務委託契約車両を本市の委託業務以外の目的に使用してはならない。

イ 収集したごみを本市の指示した施設以外の場所に搬入、投棄してはならない。

ウ 市民に対し、ごみ収集費用等として金品等の要求をしてはならない。

エ 市民に対する態度及び服装など不快感を与えること及び本市の信用を失墜するような行為をしてはならない。

オ 事業所からの苦情等については、自らの責任で速やかに対処しなければならない。また、その都度、本市に苦情処理報告書を提出しなければならない。

(6) 受託者は、現行収集コース地図及び収集ポイントを作成し、本市に提出しなければならない。

1 1 有効期間

この仕様書の有効期間は、契約の有効期間とする。

1 2 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出するものとし、変更の生じたときは、必ず書面にて本市に報告しなければならない。

(1) 就業規則（写し）

(2) 収集作業員（運転手を含む）名簿

(3) 収集車両の車両検査証（写し）

(4) 車両保険証（任意保険）（写し）

自動車賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険のほか、1台につき自動車保険普通保険約款による保険金額無制限の自動車保険に加入していること。

(5) 緊急時の連絡先

1 3 契約保証金

この契約に係る保証金は、別途契約書のとおりとする。

1 4 疑義

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、本市が受託者の意見を聞き指示するものとする。

変更の生じたときは、必ず本市へ報告し、了承を得なければならない。

(別紙1)

収集車両の表示について

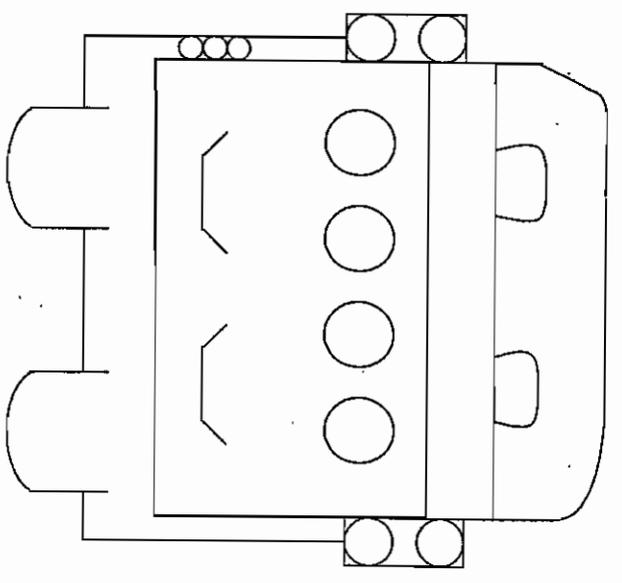
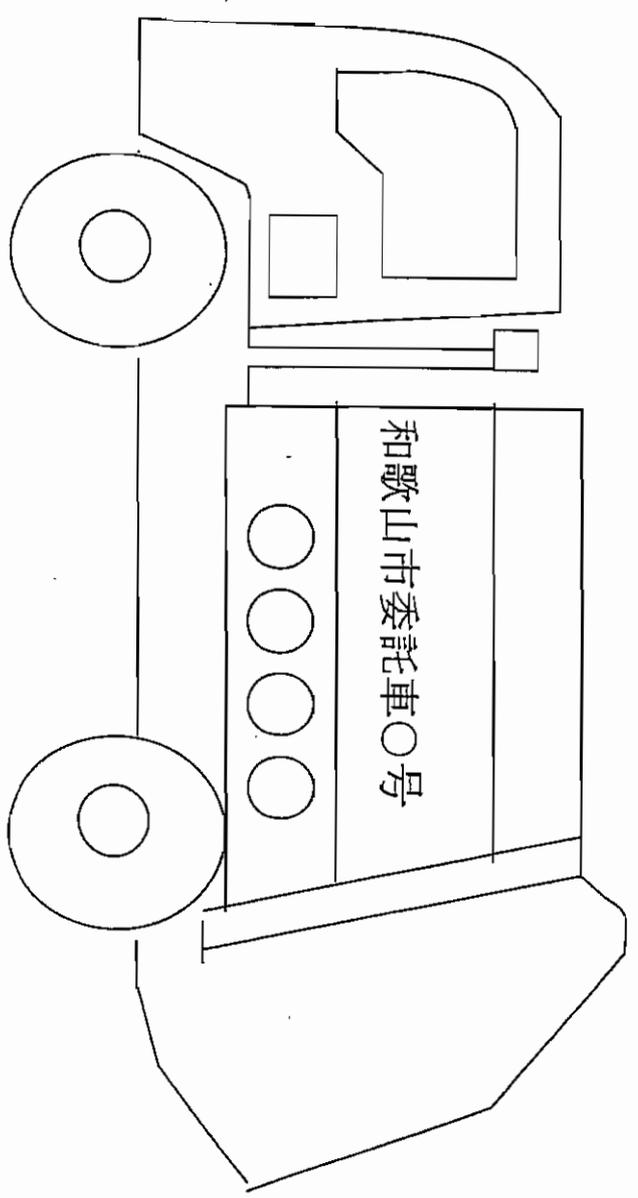
1 車体の側面に「和歌山市委託車〇号」（一文字サイズ縦17cm×横12cm）と黒文字で書き入れること。

〇は、41から順の数字を使用するものとする。（41号、42号、43号、44号・・・）

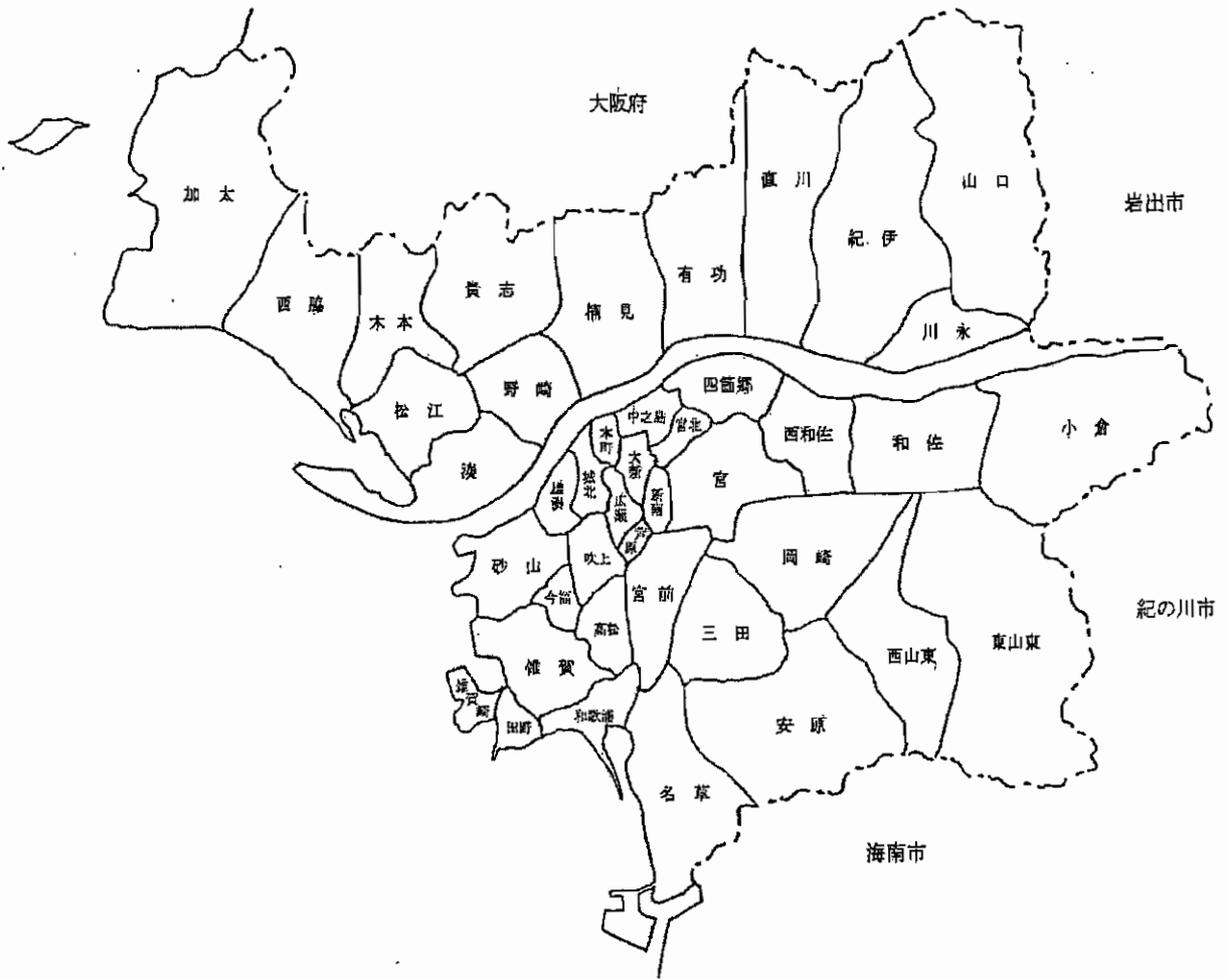
(別紙 1)

収集車両の表示について

- 1 車体の側面に「和歌山市委託車〇号」(一文字サイズ縦17cm×横12cm)と黒文字で書き入れること。
 ○は、41から順の数字を使用するものとする。(41号, 42号, 43号, 44号...)
- 2 側面後方と後方方面に「〇〇〇〇」と事業所名(一文字サイズ縦15cm×横10cm)を黒文字で書き入れること。



(別紙2)



地域	行政地区
東地域	大新, 新南, 宮, 宮北, 宮前, 岡崎, 和佐, 東山東, 西山東, 小倉
西地域	砂山, 湊, 野崎, 松江, 木本, 貴志, 楠見, 西脇, 有功, 直川, 加太
南地域	広瀬, 吹上, 高松, 雑賀, 芦原, 雑賀崎, 和歌浦, 三田, 名草, 安原, 今福, 田野
北地域	本町, 城北, 雄湊, 四箇郷, 中之島, 西和佐, 川永, 紀伊, 山口

(3) 収集作業

- ① 完全に停車し、運転手の合図を確認してから下車し、安全に作業を行う。
- ② 坂道に停止して作業を行う場合には、必ず作業員が車両に車止めを行う。
- ③ 運転手は、収集作業中必ずサイドブレーキをかける。
- ④ 積込み作業を開始する。
 - ア ボディーとパッカーの締め付けは金具が完全に締まっているかを確認する。
 - イ 重量物は、慎重に積み込む。
 - ウ 回転板を操作する場合は、他の乗務員の安全を確認してから操作する。
 - エ 作業現場に危険がある場合は、責任者に報告し指示を受ける。
 - オ ごみを過積載しない。

(4) 作業中の移動

- ① ステップ乗車での移動は禁止する。
- ② 作業現場が離れている場合、作業員は助手席に乗り移動する。
- ③ 運転手は、移動する際に、周囲の安全、作業状況を確認する。
- ④ 運転手は、車両をジグザグに移動してはならない。
- ⑤ 積荷は、指示された量を守る。

(5) 運行

走行中は関係法規を遵守し、安全運転を励行する。

(6) 搬入

搬入は次の要領で行う。

- ① 作業員は、投入ピット前で降り、投入ピットの車止めまで誘導する。
- ② 投入後、車を少し前へ出し作業員は投入完了を確認し安全な位置に誘導する。
- ③ 清掃や異物除去のため、テールゲートを上げたまま、やむを得ず作業をする場合は、テールゲート落下防止のステーが完全にロックされていることを確認してから行うものとする。また、ゲート下での作業中、運転手はゲート作動用のレバースイッチに触れてはならない。
- ④ 最終搬入後、必ず汚水タンクを空にすること。
- ⑤ その他施設内においては、係員の指示に従い搬入を行う。

(7) 終了点検

- ① すべての作業終了後、帰社し洗車する。
- ② 終了点検を行い、異常がある場合は責任者に報告し、指示を受ける。

(8) 実績報告書の作成

運転日報により実績報告書を作成し、搬入時の計量伝票を添えて、本市に報告しなければならない。



ごみ収集運搬業務の作業手順

和歌山市が委託して行う事業系一般廃棄物収集運搬業務の作業手順は、この手順書により行うものとする。

収集運搬作業

(1) 収集の準備として、作業服、作業用具及び収集車両について始業点検を行う。

① 作業服の着用

ア 所定の作業服を着用する。

イ 手袋・安全靴・作業帽等の保護具を点検し、着用する。

ウ 車両には、自動車検査証を備える。

② 収集区域の確認及び作業についての指定

ア 責任者は、乗務員の入れ替えのある場合は、その乗務員と細かい打ち合わせをする。

イ 収集計画に基づき、当日の収集区域を確認する。

ウ 責任者より当日の搬入先、収集箇所の新設・廃止・移動・道路工事等について指示を受ける。

エ 道路工事等特別な事情により集積場所を変更するときは、受託者の責任において対応するものとする。ただし、変更するときは、事前に本市に連絡するものとする。

③ 健康状態の診断

当日の健康状態を自己判断し、作業に支障があるとおもわれる者は、責任者に申し出て指示に従う。

④ 車両の点検

ア ハンドル・ブレーキ・エンジンその他の計器類・各種装置の作業点検を行う。

イ 作業機械の点検を行う。

ウ 当日の作業に必要な装備品を点検する。

[装備品の種類]

[発煙筒、救急用品、車止め、手袋、雨合羽、ほうき、ちりとり、日報等]

エ 異常や不足品がある場合は、責任者に報告をし、指示を受ける。

⑤ 準備体操

出勤前に準備体操を行う。

(2) 収集車両運転の心得

① 運転手は、作業員を乗せ、周囲の安全を確認し、安全運転で目的地に向かう。

② 作業員は、運転手の死角となる場所の安全を確かめて、運転手に声をかける。